平成２４年（フ）第１９号
秋田県大館市清水４丁目４番81号　コートビレジ清水Ａ―203、前住所秋田県大館市豊町７番29―17号
債務者　内田奈穂子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１３２号
金沢市京町27番19号
債務者　髙井　榮子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１３４号
山梨県甲府市小松町346番地
債務者　政岡　佳宏
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８３号
長野県松本市大字島立669番地20　パナハイツさとう103
債務者　青柳雄一郎
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４３号
岐阜県可児市中恵土1980番地２レオパレス111―107
債務者　岩島　聖美
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第３７１号
京都市南区八条内田町91番地12
債務者　白河　泰子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４８２号
京都市上京区土屋町通下長者町下る弁天町302番地
債務者　澤田　康雄
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５５３号
京都市中京区烏丸通三条上る場之町596番地ハイツエスメラルダ710号
債務者　窪田奈緒美
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２４８号
兵庫県西宮市染殿町10番35―602号
債務者　妙中満寿子（旧姓中條）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９７号
兵庫県尼崎市立花町４丁目13番26号トレンディ立花201号、前住所兵庫県尼崎市大西町１丁目14番24―305号
債務者　鎭谷　英雄
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９８号
兵庫県尼崎市立花町４丁目13番26号トレンディ立花201号、前住所兵庫県尼崎市大西町１丁目14番24―305号
債務者　鎭谷　早苗
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８４号
鳥取県境港市馬場崎町332番地
債務者　山口由紀子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１１４号
愛媛県伊予市双海町串甲1154番地１
債務者　魚見　一弘
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３８号
愛媛県松山市空港通２丁目１番15号　グランパルＣ―501号
債務者　井上　隆行
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３９号
愛媛県伊予郡砥部町重光420番地
債務者　泉　由美子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４７号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地３棟22号
債務者　小島　徳松
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５３号
愛媛県松山市宮田町106番地２　カサブランカ駅前701号
債務者　杉山　貢哉
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
松山地方裁判所民事部